

(証券コード9780)
2022年6月10日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
株式会社リリマビステム
代表取締役社長 鴻 義 久

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区新港二丁目3番2号
グランドオリエンタルみなとみらい
5階 マグノリアルーム（末尾記載の案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 (1) 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。また、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。なお、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bstem.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済・社会活動が制限されるなか、ワクチン接種や各種施策の効果により景気回復が期待され、海外においては一部の地域において感染症の影響は継続しているものの全体として回復傾向となる一方、ウクライナ情勢の悪化といった地政学的リスクや資源価格・物流コストなどの上昇が懸念されており、今後については未だ不透明な状況が続いております。

ビルメンテナンス業界におきましては、安全で快適な環境維持と省エネルギーに対する顧客の関心が高まっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした今後の景気を見極めようとする動きなどから顧客の施設維持管理コストの削減意識は依然として高く、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、日々刻々と変化する顧客の状況に柔軟に対応するため、「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、より一層顧客の視点に立った専門性の高いサービスをタイムリーに提供することに努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響による業務縮小などの減少要因はあったものの、新規契約売上や臨時作業売上が好調に推移していることなどから、連結売上高合計は、前年度比8億23百万円(3.4%)増加の249億99百万円となりました。

利益につきましては、新規物件や臨時作業が利益確保に貢献し、経常利益は同18百万円(1.9%)増加の9億91百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同1億46百万円(22.8%)増加の7億88百万円となりました。

事業の部門別売上高

(単位：百万円)

期 別 部門別	第 59 期 (2021年 3 月期)		第 60 期 (2022年 3 月期)		前連結会計年度比 増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	対前連結会計 年度比
建築物総合サービス事業	24,099	99.7%	24,930	99.7%	831	3.5%
清掃業務	8,794	36.4	9,152	36.6	358	4.1
設備保守管理業務	2,940	12.2	2,863	11.4	△77	△2.6
警備業務	2,180	9.0	2,309	9.2	128	5.9
工営業務	4,976	20.6	5,061	20.3	85	1.7
その他	5,207	21.5	5,544	22.2	336	6.5
その他の事業	76	0.3	68	0.3	△7	△10.1
合 計	24,175	100.0	24,999	100.0	823	3.4

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、本事業報告のその他項目の記載金額も表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の事業の部門別売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期
	2019年 3 月期	2020年 3 月期	2021年 3 月期	2022年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,173	23,337	24,175	24,999
経 常 利 益	452	655	973	991
親会社株主に帰属する当期純利益	404	438	642	788
1株当たり当期純利益	425.53円	461.54円	676.11円	831.53円
総 資 産	10,113	10,623	12,049	12,247
純 資 産	5,533	5,898	6,516	7,068

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は収束せず、また原材料コストの大幅な上昇など、グローバルで経済や生活に大きな影響を与えており、経営環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

ビルメンテナンス業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は継続し、人件費や資機材価格の上昇、及び既存物件に係る顧客のコスト削減を目的とした契約価格の見直し・仕様変更の動きが懸念され、厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、お客様のニーズを真摯に受け止めながら、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを強化し、業務効率の更なる向上を実現すべくDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、幅広い分野において品質の高いサービスを提供できる「進化し続けるビルメンテナンス」を追求し、持続可能な社会の実現に大きく貢献してまいりたい所存であります。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビステム・クリーン	15百万円	100%	建物定期清掃業
共和防災設備株式会社	10百万円	100%	消防設備点検業
株式会社関東消防機材	15百万円	100%	消防設備点検業
協栄ビル管理株式会社	39百万円	100%	建築物総合サービス業
エヌケー建物管理株式会社	10百万円	70%	マンション・ビル管理業

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
建築物総合サービス事業	清掃業務、設備保守管理業務、警備業務、工営業務等
そ の 他 の 事 業	トナー販売業

(7) 主要な事業所

区分	名 称	所 在 地
当 社	本 社	横浜市西区
	支 店 等	東京都台東区、千葉市中央区、さいたま市大宮区、名古屋市中区
	営 業 所	静岡県熱海市、大阪府高槻市
子 会 社	株式会社ビシステム・クリーン	横浜市中区
	共和防災設備株式会社	横浜市港北区
	株式会社関東消防機材	東京都北区
	協栄ビル管理株式会社	京都市中京区
	エヌケー建物管理株式会社	東京都台東区

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建築物総合サービス事業	1,649名	33名減
そ の 他 の 事 業	2名	—
合 計	1,651名	33名減

(注) 上記従業員にはアルバイト、パート社員は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	357 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	357
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	357

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 2,600,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 962,449株
 (3) 株主数…………… 448名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 お お と り	154 千株	17.4 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	85	9.6
ハリマビシステム社員持株会	59	6.6
光 通 信 株 式 会 社	58	6.6
中央日本土地建物株式会社	36	4.1
鴻 義 久	34	3.8
三菱UFJ信託銀行株式会社	25	2.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	25	2.8
ピ ス テ ム 役 員 持 株 会	25	2.8
株 式 会 社 横 浜 銀 行	24	2.8

(注) 持株比率は、自己株式(70,535株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式取得

当社は、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2022年3月3日の当社取締役会決議に基づき、2022年3月4日の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)における買付けにより、66,100株の自己株式を総額280百万円で取得いたしました。

②自己株式処分

当社は、2021年8月11日開催の取締役会決議に基づき、創立60周年に際しての当社社員への福利厚生増進策として社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度を導入し、ハリマビシステム社員持株会を割当先に、譲渡制限付株式とし

ての自己株式の処分を行いました。

- ・処分する株式の種類及び数 当社普通株式 8,550株
- ・処分した価額の総額 32百万円
- ・処分した日 2021年10月29日
- ・処分方法 第三者割当の方法による

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	鴻 義 久	
取締役常務執行役員	鴻 義 典	経営企画本部長兼環境ソリューション推進室長 兼海外事業部長
取締役常務執行役員	免 出 一 郎	営業本部長
取締役常務執行役員	熊 谷 正 弘	品質管理推進部長
取締役常務執行役員	山 口 勝 一	神奈川本部長
取締役執行役員	松 谷 浩 幸	営業本部副本部長
取 締 役	布 施 明 正	布施明正法律事務所所長、(株)CSSホールディングス 取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	本 橋 孝	
監 査 役	佐 藤 爲 昭	大英産業(株)監査役、(株)フィードフォース取締役(監査 等委員)
監 査 役	小 川 晃	
監 査 役	佐 藤 秀 敏	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役布施明正氏は、社外取締役であります。
3. 監査役佐藤爲昭氏、小川晃氏及び佐藤秀敏氏は、社外監査役であります。
4. 監査役佐藤爲昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 布施明正氏、佐藤爲昭氏、小川晃氏及び佐藤秀敏氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

6. 事業年度末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

異動日 2022年4月1日

氏名	異動後	異動前
鴻 義 典	取締役副社長執行役員 品質管理推進部長	取締役常務執行役員 経営企画本部長 兼環境ソリューション推進室長 兼海外事業部長
免 出 一 郎	取締役常務執行役員 営業本部担当	取締役常務執行役員 営業本部長
熊 谷 正 弘	取締役常務執行役員 東京本部担当	取締役常務執行役員 品質管理推進部長
松 谷 浩 幸	取締役上席執行役員営業本部担当 兼環境ソリューション推進室長	取締役執行役員 営業本部副本部長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2021年6月29日開催の第59回定時株主総会において、免出一郎氏が取締役
に選任され、就任いたしました。

② 退任

2021年6月29日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木
久美氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬は、
企業価値の持続的な向上を図るよう十分に機能する報酬体系とし、個々の取締
役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることが基本方針
であり、基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等
を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役の報酬は、
固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成されることと
なります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1992年6月29日開催の第30回定時株主総会において取締役の金銭報酬の額は、年額350百万円以内と決議されております。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名)

監査役の金銭報酬の額は、同定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。(当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名)

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、当社を取り巻く環境、経営状況等を当社で最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できることを理由に、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鴻義久が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう協議するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、協議内容に従って決定をしなければならないこととする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	123	123	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く。)	10	10	—	—	1
社外取締役	1	1	—	—	1
社外監査役	5	5	—	—	3

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の90%を当社が10%を被保険者が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役布施明正氏及び社外監査役佐藤爲昭氏の兼職先は(1)に記載のとおりであります。当社と当該他の法人等の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	布 施 明 正	取締役会13回中12回に出席し、弁護士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 爲 昭	取締役会及び監査役会13回すべてに出席し、公認会計士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 川 晃	取締役会及び監査役会13回すべてに出席し、官庁における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 秀 敏	取締役会及び監査役会13回すべてに出席し、官民それぞれの分野における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

布施明正氏には経営全般に対する監督や中長期的な企業価値の向上を図るよう意見陳述を期待しておりましたが、当該視点から積極的に発言いただくなど、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	41百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程に基づき当社グループ各社におけるリスク管理体制及び管理の状況を分析し、取締役会において業務に係る最適なリスク管理体制に資する適切な対策を講じる。また、リスク管理委員会により、業務一切の活動と制度並びにリスク管理状況を公正な立場で評価、指摘、指導させる。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速かつ的確な経営判断の実施及び機動的な業務執行の実現を図るため、少人数で構成する取締役会運営に加えて執行役員体制により業務執行にあたる。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社にわたるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指し常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、委員会によりコンプライアンスに関する方針・施策を決定し、事務局が報告・相談受付やモニタリングを行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 月1回、当社及び子会社の取締役が出席する子会社マネジメント会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告を義務付ける。
- ii) 三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定める。
- iii) 内部監査部門は内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回の内部監査を実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する事項

監査役の求めがある場合、監査役の職務執行を補助する者として、内部監査部門の使用人から監査役を補助する者を任命する。

⑦前記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務執行を補助する者の任命及び解任については、監査役会の同意を必要とする。

⑧取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し以下の事項について、定期又は随時に報告を行う。

- i) 重要会議の審議状況・業務執行状況
- ii) グループ各社の業績、財務状況、グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、その他重要事項
- iii) 監査役から報告を求められた場合の当該事項

⑨監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役がその職務を適切に遂行するために発生する必要な費用の支弁を処理するとともに環境整備の確保に留意する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①内部統制システムの整備に関する体制の改定内容の周知

当社は、2015年5月1日に施行された会社法改正に対応するため、2015年5月13日開催の取締役会において当該体制の改定案について決議し、その内容を当社及び子会社の役職者に対し周知しております。

②職務執行の状況

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会のほか経営企画会議を毎月定期的に開催し、各執行役員との議論をふまえて適切且つ効率的な職務及び業務の執行が図られるよう機動的な意思決定を行っております。

③当社及び子会社の管理状況

取締役及び監査役は、毎月開催される事業推進会議及び子会社マネジメント会議に出席し、各本部長及び子会社の代表取締役からの職務の執行状況を含む事業運営状況の報告を受け、重要な事象等に関する指導を行うことにより、事業運営の適正化を図っております。また、グループ全体の事業年度毎の経営目標に基づ

く各部門及びグループ各社毎の目標に対する実績の報告を受け、経営目標と実績の乖離が生じないよう指導するとともに、経営目標に対する取組みの適正化を図っております。

内部監査部門は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、年間の監査計画を策定し当社及びグループ各社に対し、内部監査を実施しております。法令及び定款との適合状況も含め改善すべき事項がある場合は、代表取締役の指示により改善を図っております。

④コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する事案の対応状況等について意見交換をふまえ方針・施策を決定し、対応の適正化を図っております。また、内部通報要領を制定し、会社内外の関係者から直接相談・通報することのできる窓口を設置しております。

コンプライアンスに関する事項の周知につきましては、階層別研修、社内報掲載等を通じ継続的に周知することにより、コンプライアンスに対する意識向上に努めております。

⑤リスクに対する取組み

当社は、当社グループにおける重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置することにより、当社グループにおけるリスク管理活動を実施しております。対策を講じる必要のあるリスクにつきましては、委員会の方針に基づき年度を通じて委員により適切な対策を講じるなどの活動に取組んでおります。

年度中の活動によるリスク評価の結果につきましては、事務局より取締役会へ報告し、指導を受けることにより、リスク管理の適正化を図っております。

⑥監査役への報告

当社の常勤監査役は、子会社の監査役も兼務しており子会社の取締役会、月度報告会、その他重要な会議に出席して事業の報告を受け、必要に応じて意見を表明しております。また、コンプライアンス委員会の委員には、常勤監査役を選任しております。当社グループの役職員が監査役へ報告したことにより不利益な取扱いを受けることのないようコンプライアンス委員会として、適正且つ慎重な対処に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,114,444	流動負債	4,240,624
現金及び預金	3,931,437	買掛金	1,148,725
受取手形及び売掛金	3,859,964	短期借入金	731,808
契約資産	24,688	未払金	484,775
未成業務支出金	3,280	未払法人税等	165,180
商品及び製品	6,263	契約負債	569,448
原材料及び貯蔵品	61,231	賞与引当金	292,938
販売用不動産	18,862	受注損失引当金	19,945
その他	208,716	その他	827,802
固定資産	4,132,821	固定負債	937,797
有形固定資産	1,239,724	長期借入金	397,124
建物及び構築物	462,045	リース債務	6,205
土地	708,447	退職給付に係る負債	398,235
その他	69,230	役員退職慰労引当金	97,766
無形固定資産	148,983	その他	38,466
リース資産	9,157	負債合計	5,178,422
その他	139,825	純資産の部	
投資その他の資産	2,744,113	株主資本	6,960,483
投資有価証券	785,643	資本金	654,460
長期貸付金	65,006	資本剰余金	653,496
保険積立金	520,156	利益剰余金	5,940,895
差入保証金	162,807	自己株式	△ 288,369
投資不動産	425,930	その他の包括利益累計額	46,576
繰延税金資産	312,239	その他有価証券評価差額金	55,843
その他	538,893	退職給付に係る調整累計額	△ 9,267
貸倒引当金	△ 66,564	非支配株主持分	61,784
資産合計	12,247,265	純資産合計	7,068,843
		負債・純資産合計	12,247,265

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		24,999,231
売上原価		21,851,293
売上総利益		3,147,937
販売費及び一般管理費		2,246,761
営業利益		901,175
営業外収益		
受取利息	4,288	
受取配当金	10,324	
助成金収入	11,102	
持分法による投資利益	4,886	
持分法による投資利益	4,886	
保険返戻金	43,901	
不動産賃貸料	28,362	
その他	9,542	112,408
営業外費用		
支払利息	8,565	
不動産賃貸費	11,586	
その他	1,706	21,859
経常利益		991,724
特別利益		
固定資産売却益	14,437	14,437
特別損失		
固定資産売却損	3,086	
投資有価証券評価損	5,874	
役員権売却損	200	9,160
税金等調整前当期純利益		997,001
法人税、住民税及び事業税	292,203	
法人税等調整額	△ 86,306	205,897
当期純利益		791,103
非支配株主に帰属する当期純利益		2,415
親会社株主に帰属する当期純利益		788,687

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	654,460	635,900	5,145,459	△21,513	6,414,306
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	101,714	—	101,714
会計方針の変更を反映した当期首残高	654,460	635,900	5,247,174	△ 21,513	6,516,020
当期変動額					
剰余金の配当			△ 94,965		△ 94,965
親会社株主に帰属する当期純利益			788,687		788,687
自己株式の取得				△ 281,279	△ 281,279
自己株式の処分		17,596		14,423	32,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	17,596	693,721	△ 266,855	444,462
当期末残高	654,460	653,496	5,940,895	△ 288,369	6,960,483

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	46,228	△3,662	42,566	59,368	6,516,240
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	101,714
会計方針の変更を反映した当期首残高	46,228	△ 3,662	42,566	59,368	6,617,954
当期変動額					
剰余金の配当					△ 94,965
親会社株主に帰属する当期純利益					788,687
自己株式の取得					△ 281,279
自己株式の処分					32,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,615	△ 5,605	4,010	2,415	6,426
当期変動額合計	9,615	△ 5,605	4,010	2,415	450,888
当期末残高	55,843	△9,267	46,576	61,784	7,068,843

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 5社

② 連結子会社の名称

㈱ビステム・クリーン、共和防災設備㈱、㈱関東消防機材、協栄ビル管理㈱、エヌケー建物管理㈱

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

① 持分法適用の関連会社の数 8社

② 持分法適用の関連会社の名称

㈱モマ神奈川パートナーズ、はるひ野コミュニティサービス㈱、グリーンファシリティーズ瀬谷㈱、アートプレックス戸塚㈱、神奈川スポーツコミュニケーションズ㈱、ヨコハマしんこうパートナーズ㈱、HOR会館2PF1㈱、第二期霞が関R7㈱

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

① 持分法を適用していない関連会社の名称

エコテクノロジー㈱

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも2021年12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2022年1月1日から2022年3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ. 未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ロ. 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ハ. 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ニ. 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 15年～50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社においては、2007年5月16日開催の取締役会にて、役員退職慰労金制度を廃止し、2007年6月28日開催の定時株主総会にて、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員退職時に支給することを決議いたしました。役員退職慰労金の額は退任時に確定いたします。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 建築物総合サービス事業

当社グループは、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。

これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、または、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。

進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、当社グループの履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

② その他の事業

その他の事業（トナー販売業）及び建築物総合サービス事業のその他に含まれる一部は、商品または製品を販売する事業であり、当社グループは当該商品または製品を納品する義務を負っております。

当該履行義務は商品または製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。

③ 支払代行業務

建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社グループは代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

II. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の臨時業務や長期修繕業務に係る収益について、従来は顧客への役務提供が完了した時点で収益を認識する方法によっておりましたが、当連結会計年度より、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、支払代行業務について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する業務については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当連結会計年度の売上高は192,192千円減少、売上原価は168,205千円減少、営業利益は23,987千円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ25,182千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は、101,714千円増加しております。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形及び売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産312,239千円であります。

当社グループは、繰延税金資産に対し、評価性引当額を計上しておりますが、そのほとんどは当社が計上したものであり、当社グループが現時点で適用を受けている税制は日本のみであります。

評価性引当額は、役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、または現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まったと判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、新型コロナウイルス感染症の影響を前連結会計年度と同程度の水準で見込んでおり、翌連結会計年度以降においてもその影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産312,239千円に対しては、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大によるオフィスビルテナントの在宅勤務増加に伴い、空室率が急上昇した場合、既存顧客であるビルオーナーからの契約価格の値下げ要求や契約解約の動きが急増するなど、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」 (短期貸付金)	4,345千円
長期貸付金	43,256千円
投資有価証券	273,220千円
計	320,822千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 767,739千円

3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	800,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	800,000千円

4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高（当社貸手側）

当社においては、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る当連結会計年度末の貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	112,000千円
貸出実行残高	—千円
差引額	112,000千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 962,449株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	47,483	50	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	47,482	50	2021年9月30日	2021年12月10日

(注)2021年6月29日定時株主総会決議の1株当たり配当額50円のうち25円は創立60周年記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,595	50	2022年3月31日	2022年6月30日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用し、資金調達には主に銀行借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信限度額設定要領及び経理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式です。また、長期貸付金につきましては、その貸付先のほとんどは当社出資先のPFI事業会社であります。

差入保証金は、主に事業所の賃借に係る差入保証金(敷金)であり、差入先は信用度の高い企業

であります。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払法人税等につきましても、支払期日は1年以内であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金のほとんどは固定金利借入であります。また、ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,170	98,820	△1,350
その他有価証券	252,636	252,636	—
(2) 長期貸付金(*1)	75,585	77,894	2,309
(3) 差入保証金	162,807	162,162	△644
資産計	591,200	591,513	313
(1) 長期借入金(*2)	1,101,932	1,101,584	△347
(2) リース債務(*3)	22,632	22,661	28
負債計	1,124,564	1,124,245	△318

(*1) 長期貸付金には、連結貸借対照表上流動資産「その他」に含めて計上している1年内回収予定の長期貸付金が含まれております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金から控除し、長期借入金に含めております。

(*3) リース債務には、連結貸借対照表上流動負債「その他」に含めて計上している1年内返済予定のリース債務が含まれております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	169,046
(2) 関係会社株式	263,790
合 計	432,836

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融資産の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	252,636	—	—	252,636
資産計	252,636	—	—	252,636

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	98,820	—	98,820
長期貸付金	—	77,894	—	77,894
差入保証金	—	162,162	—	162,162
資産計	—	338,877	—	338,877
長期借入金	—	1,101,584	—	1,101,584
リース債務	—	22,661	—	22,661
負債計	—	1,124,245	—	1,124,245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とは認められ

ないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、当該貸付に係る事業等の特性を基に、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、差入保証金(敷金)返還までの期間は、予定貸借期間としております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、当社及び連結子会社である協栄ビル管理(株)が賃貸用の建物(土地を含む。)を所有しております。2022年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、16,775千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
478,180	△49,377	428,803	444,877

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、増加額は当社が賃貸用の建物に資本的支出をしたことによる増加(892千円)であり、減少額は減価償却による減少(6,037千円)、賃貸割合の変動等による減少(44,232千円)であります。
3. 連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による「不動産鑑定評価額」を基に、自社で指標を用いて調整した金額であります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建築物総合サービス事業					その他の事業	合計
	清掃業務	設備保守管理業務	警備業務	工営業務	その他		
一時点で移転される財又はサービス	—	—	—	—	220,973	68,366	289,339
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,152,337	2,863,150	2,309,475	5,061,501	5,323,426	—	24,709,891
顧客との契約から生じる収益	9,152,337	2,863,150	2,309,475	5,061,501	5,544,399	68,366	24,999,231
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,152,337	2,863,150	2,309,475	5,061,501	5,544,399	68,366	24,999,231

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,764,638
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,859,964
契約資産 (期首残高)	79,225
契約資産 (期末残高)	24,688
契約負債 (期首残高)	427,522
契約負債 (期末残高)	569,448

契約資産は、清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益のうち未だ請求権が発生していないものであります。契約資産は、計上した収益に対する当社グループの請求権が生じた時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額よりも契約に基づき顧客から受け取ったまたは請求権が発生した額が上回る前受金であります。契約負債は収益

の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、224,786千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が141,925千円増加した主な理由は、主にPFI事業において、契約に基づき顧客から受け取ったまたは請求権が発生した額がサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額を上回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
当連結会計年度末	702,241	680,735	771,192	3,905,481	6,059,650

なお、期間が複数年の契約のうち、当連結会計年度末までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているものについては、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識に関する会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めておりません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,856円21銭
1株当たり当期純利益	831円53銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,414,896	流動負債	3,912,371
現金及び預金	2,515,163	買掛金	1,095,295
売掛金	3,610,950	短期借入金	27,000
契約資産	17,649	1年内返済予定の長期借入金	754,800
商品及び製品	6,263	リース債務	11,485
原材料及び貯蔵品	55,100	未払金	296,581
販売用不動産	18,862	未払費用	396,136
前払費用	136,371	未払法人税等	154,322
その他	54,535	未払消費税等	241,861
固定資産	5,160,795	契約負債	566,096
有形固定資産	884,405	前受引当金	899
建物	372,169	預り金	73,769
構築物	2,612	賞与引当金	280,119
車両運搬具	1,243	受取損失引当金	13,945
工具器具備品	38,573	その他	57
土地	457,618	固定負債	1,261,969
建設仮勘定	10,000	長期借入金	388,800
リース資産	2,188	関係会社長期借入金	410,000
無形固定資産	141,012	リース債務	63
ソフトウェア	116,525	退職給付引当金	333,940
リース資産	9,157	役員退職慰労引当金	88,740
その他	15,329	その他	40,425
投資その他の資産	4,135,376	負債合計	5,174,340
投資有価証券	459,792	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,938,207	株主資本	6,354,592
出資金	13,906	資本金	654,460
長期貸付金	4,756	資本剰余金	653,496
関係会社長期貸付金	60,250	資本準備金	635,900
破産更生債権等	38,533	その他資本剰余金	17,596
長期前払費用	124,939	利益剰余金	5,335,005
繰延税金資産	320,624	利益準備金	163,615
保険積立金	520,033	その他利益剰余金	5,171,390
差入保証金	137,036	別途積立金	1,545,000
投資不動産	223,676	繰越利益剰余金	3,626,390
その他	344,984	自己株式	△ 288,369
貸倒引当金	△ 51,364	評価・換算差額等	46,758
		その他有価証券評価差額金	46,758
資産合計	11,575,691	純資産合計	6,401,351
		負債・純資産合計	11,575,691

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,023,041
売上原価		19,413,568
売上総利益		2,609,473
販売費及び一般管理費		1,748,541
営業利益		860,931
営業外収入		
受取利息	3,684	
有価証券利息	89	
受取配当金	9,503	
助成金収入	4,624	
保険返戻金	43,901	
不動産賃貸料	15,735	
その他	4,634	82,173
営業外費用		
支払利息	13,365	
不動産賃貸費用	6,218	
その他	1,328	20,912
経常利益		922,192
特別利益		
特定資産売却益	14,437	14,437
特別損失		
特定資産売却損	3,086	
投資有価証券評価損	5,874	
役員権売却損	200	9,160
税引前当期純利益		927,469
法人税、住民税及び事業税	268,058	
法人税等調整額	△ 87,121	180,936
当期純利益		746,532

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	654,460	635,900	—	635,900	163,615	1,545,000	2,887,161	4,595,776
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	87,662	87,662
会計方針の変更を反映した当期首残高	654,460	635,900	—	635,900	163,615	1,545,000	2,974,823	4,683,438
当期変動額								
剰余金の配当							△ 94,965	△ 94,965
当期純利益							746,532	746,532
自己株式の取得								
自己株式の処分			17,596	17,596				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	17,596	17,596	—	—	651,566	651,566
当期末残高	654,460	635,900	17,596	653,496	163,615	1,545,000	3,626,390	5,335,005

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△21,513	5,864,622	40,977	40,977	5,905,599
会計方針の変更による累積的影響額	—	87,662	—	—	87,662
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 21,513	5,952,285	40,977	40,977	5,993,262
当期変動額					
剰余金の配当		△ 94,965			△ 94,965
当期純利益		746,532			746,532
自己株式の取得	△ 281,279	△ 281,279			△ 281,279
自己株式の処分	14,423	32,019			32,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5,781	5,781	5,781
当期変動額合計	△ 266,855	402,306	5,781	5,781	408,088
当期末残高	△ 288,369	6,354,592	46,758	46,758	6,401,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 業 務 支 出 金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

商 品 及 び 製 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原 材 料 及 び 貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

(2) 無 形 固 定 資 産

自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受 注 損 失 引 当 金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、2007年5月16日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、2007年6月28日開催の定時株主総会において、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員の退任時に支給することを決議いたしました。役員の退職慰労金の額は退任時に確定いたします。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 建築物総合サービス事業 当社は、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。
これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、または、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。
進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。
なお、当社の履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

- (2) その他の事業 その他の事業（トナー販売業）及び建築物総合サービス事業のその他に含まれる一部は、商品または製品を販売する事業であり、当社は当該商品または製品を納品する義務を負っております。当該履行義務は商品または製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。
- (3) 支払代行業務 建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社は代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。
2. 計算書類の主な項目に対する影響額
計算書類に与える影響はありません。

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
- これにより、一部の臨時業務や長期修繕業務に係る収益について、従来は顧客への役務提供が完了した時点で収益を認識する方法によっておりましたが、当事業年度より、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、支払代行業務について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する業務については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

す。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当事業年度の売上高は188,638千円減少、売上原価は166,168千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ22,470千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は、87,662千円増加しております。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産340,857千円であります。

当社は、繰延税金資産小計428,813千円に対し、評価性引当額87,955千円を計上しております。

評価性引当額は、役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、または現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まったと判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、新型コロナウイルス感染症の影響を前事業年度と同程度の水準で見込んでおり、翌事業年度以降においてもその影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産340,857千円に対しては、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大によるオフィスビルテナントの在宅勤務増加に伴い、空室率が急上昇した場合、既存顧客であるビルオーナーからの契約価格の値下げ要求や契約解約の動きが急増するなど、当社の業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」 (短期貸付金)	4,345千円
長期貸付金	4,756千円
関係会社長期貸付金	38,500千円
投資有価証券	31,400千円
関係会社株式	48,900千円
計	127,902千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 406,988千円

3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	800,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	800,000千円

4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高(当社貸手側)

当社は、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	112,000千円
貸出実行残高	—千円
差引額	112,000千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 金銭債権

① 短期金銭債権	1,299,045千円
② 長期金銭債権	60,250千円

(2) 金銭債務

① 短期金銭債務	149,295千円
② 長期金銭債務	410,000千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
営業収益	1,950,374千円
営業費用	840,369千円
(2) 営業取引以外の取引高	8,955千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,779	66,306	8,550	70,535

(変動事由の概要)

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)における買付けによる増加 66,100株

単元未満株式の買取り等による増加 206株

譲渡制限付株式割当に伴う自己株式処分による減少 8,550株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	84,904千円
未払事業税	17,112千円
貸倒引当金	15,568千円
退職給付引当金	101,217千円
役員退職慰労引当金	26,897千円
投資有価証券評価損	22,669千円
関係会社株式評価損	4,849千円
P F I長期修繕前受金	86,737千円
その他	68,856千円
繰延税金資産小計	428,813千円
評価性引当額	△87,955千円
繰延税金資産合計	340,857千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,233千円
繰延税金負債合計	△20,233千円
繰延税金資産の純額	320,624千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	協栄ビル管理㈱	京都市中京区	39,000	建築物総合サービス事業	直接 100	—	営業取引	業務請負手数料(注1)	840	未収金	145
								建築物の維持管理業務受託(注1)	94	売掛金	77
								建築物の維持管理業務委託(注1)	1,086	売掛金	321
								支払利息(注2)	3,918	1年内返済予定の長期借入金	60,000
								借入金の返済(注2)	60,000	長期借入金	320,000
関連会社	HOR2PFI会館2PFI㈱	東京都千代田区	10,000	議員会館の運営管理業務	直接 24.0	—	営業取引	建築物の維持管理業務受託(注3)	1,217,237	売掛金	955,820
								受取利息(注4)	1,044	短期貸付金 長期貸付金	2,900 21,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
(注2) 一般的な借入取引の際の諸条件を勘案して決定しております。
(注3) PFI事業の入札条件により決定しております。
(注4) PFI事業の遂行に必要な資金を拠出する目的でHOR会館2PFI㈱と貸付契約を締結しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 7,177円09銭
1株当たり当期純利益 787円09銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ハリマビシステム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 満 美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハリマビシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハリマビシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ハリマビシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 満 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハリマビシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として持続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会、月度報告会、その他重要な会議に出席して事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ従業員の安全を確保しながら適切に対応していることを確認しております。監査役会としては、今後もその対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社ハリマビステム 監査役会

常勤監査役	本 橋 孝	ⓐ
監 査 役 (社外監査役)	佐 藤 爲 昭	ⓑ
監 査 役 (社外監査役)	小 川 晃	ⓒ
監 査 役 (社外監査役)	佐 藤 秀 敏	ⓓ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の期末配当につきましては、経営及び財務の状況並びに今後の事業環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

記

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金50円
配当総額 金44,595,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月29日開催の第30回定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年7,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、8頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、

死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	6月下旬
同総会議決権行使基準日	3月31日
期末配当金支払基準日	3月31日
中間配当金支払基準日	9月30日
公告の方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.bstem.co.jp/
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

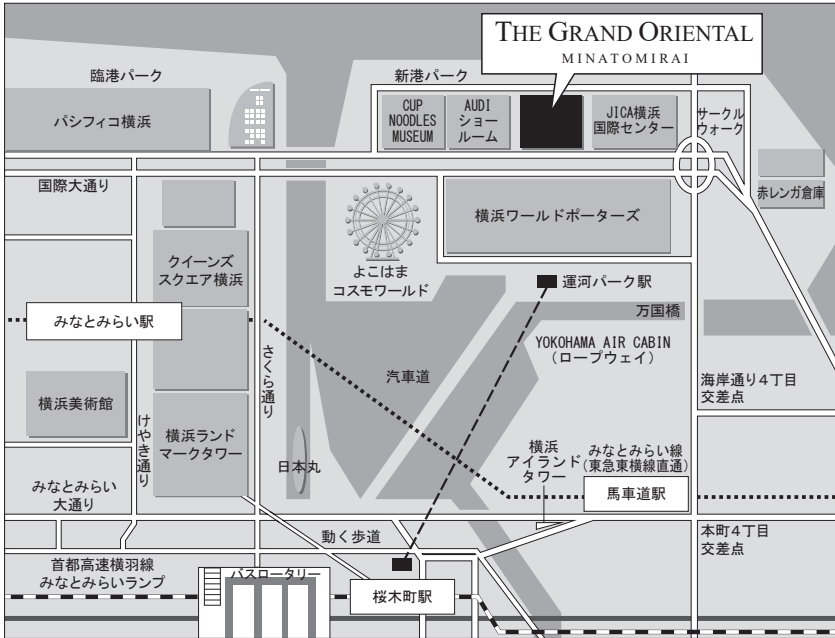
（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

（ご案内）

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。
NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

定時株主総会会場ご案内図



- **会場** 横浜市中区新港二丁目3番2号
グランドオリエンタルみなとみらい
5階 マグノリアルーム
電話 045(227)1222 (代表)

- **交通機関**

- ・みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩8分、馬車道駅4番万国橋出口より徒歩7分
- ・J R・横浜市営地下鉄 桜木町駅より徒歩12分

- **クールビズスタイルでの株主総会開催について**

株主総会当日はノー・ネクタイの軽装(クールビズスタイル)にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。